

【国の基準による訪問型サービス】

A1 つくばみらい市訪問型サービス（みなし）サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A1	1111 訪問型サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)  1,168単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,168	1月につき
A1	1113 訪問型サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	818	
A1	1114 訪問型サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,051	
A1	1115 訪問型サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	736	
A1	2111 訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)  38単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	38	1日につき
A1	2113 訪問型サービスⅠ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27	
A1	2114 訪問型サービスⅠ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	34	
A1	2115 訪問型サービスⅠ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24	
A1	1211 訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)  2,335単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,335	1月につき
A1	1213 訪問型サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635	
A1	1214 訪問型サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,102	
A1	1215 訪問型サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472	
A1	2211 訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)  77単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77	1日につき
A1	2213 訪問型サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54	
A1	2214 訪問型サービスⅡ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	
A1	2215 訪問型サービスⅡ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49	
A1	1321 訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)  3,704単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	3,704	1月につき
A1	1323 訪問型サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593	
A1	1324 訪問型サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,334	
A1	1325 訪問型サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334	
A1	2321 訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)  122単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	122	1日につき
A1	2323 訪問型サービスⅢ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85	
A1	2324 訪問型サービスⅢ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	
A1	2325 訪問型サービスⅢ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77	
A1	2411 訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 266単位 ※1月の中で全部で4回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	266	1回につき
A1	2413 訪問型サービスⅣ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	186	
A1	2414 訪問型サービスⅣ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	239	
A1	2415 訪問型サービスⅣ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	167	
A1	2511 訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 270単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	270	1回につき
A1	2513 訪問型サービスⅤ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	189	
A1	2514 訪問型サービスⅤ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	243	
A1	2515 訪問型サービスⅤ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	170	
A1	2621 訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	285	1回につき
A1	2623 訪問型サービスⅥ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	200	
A1	2624 訪問型サービスⅥ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257	
A1	2625 訪問型サービスⅥ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	180	
A1	1411 訪問型短時間サービス	ト 訪問型 サービス費 (みなし) (短時間サー ビス)	事業対象者・要支援1・2 (20分未満) 165単位 ※1月につき22回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	165	1回につき
A1	1413 訪問型短時間サービス・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	116	
A1	1414 訪問型短時間サービス・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	149	
A1	1415 訪問型短時間サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	104	
A1	8000 訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき	
A1	8001 訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A1	8002 訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A1	8100 訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A1	8101 訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A1	8102 訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A1	8110 訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A1	8111 訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A1	8112 訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A1	4001 訪問型サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A1	4002 訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算		100単位加算	100	
A1	6269 訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ス 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		
A1	6270 訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A1	6271 訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A1	6273 訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3) で算定した単位数の 90% 加算		
A1	6275 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3) で算定した単位数の 80% 加算		